

北海道循環型社会形成の推進に関する条例（仮称）骨子案

総則的項目

1 目的	<p>循環型社会の形成に関し、道、事業者及び道民の責務を明らかにすること。</p> <p>施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。</p> <p>廃棄物の適正な処理のために必要な事項を定めること。</p> <p>現在と将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること。</p>
2 用語の定義	<p>（「廃棄物等」、「循環資源」、「循環的な利用」、「バイオマス」など必要な用語を定義する。）</p>
3 道の責務	<p>循環型社会の形成に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施すること。</p> <p>施策の策定・実施に当たって、道民、事業者、民間団体及び市町村との連携に努めるとともに、市町村が施策を策定・実施するに当たり支援に努めること。</p>
4 事業者の責務	<p>原材料等が廃棄物等となることの抑制に必要な措置を講ずるとともに、循環資源となった場合は適正な循環的利用に必要な措置を講じ、循環的な利用が行われない場合は適正に処分すること。</p> <p>事業活動を行うに当たり、再生品を使用するなど、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めること。</p> <p>道が実施する循環型社会の形成に関する施策に協力すること。</p> <p>など</p>
5 道民の責務	<p>製品等が廃棄物等となることの抑制に努めるとともに、循環資源となった場合は適正な循環的利用に努め、循環的な利用が行われない場合は適正に処分すること。</p> <p>再生品を使用するなど、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めること。</p> <p>など</p>
6 適切な役割分担	<p>循環型社会の形成に必要な措置が、すべての主体の適切な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われ、費用が適正かつ公平に負担されること。</p>

循環型社会の形成に関する基本事項

7 循環型社会推進基本計画	<p>知事は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、あらかじめ北海道環境審議会の意見を聴き、循環型社会推進基本計画を定めること。</p>
8 循環型社会の形成に関する基本的施策	<p>道は、</p> <p>廃棄物等の発生及び排出の抑制並びに循環資源の循環的な利用促進</p> <p>循環型社会ビジネスの振興</p> <p>バイオマスの利活用</p> <p>廃棄物等の適正処理</p> <p>に関する施策の推進に必要な措置を講ずるよう努めること。</p>
9 率先行動の促進	<p>道は、自らが行う事務及び事業等について、道民や事業者等に率先して循環型社会の形成に資する取組を行うとともに、道民や事業者等が率先して行う循環型社会の形成に関する活動に対して情報の提供などを行うこと。</p>
10 循環型社会の形成に資する教育等の推進	<p>道は、循環型社会の形成に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実のために必要な措置を講ずるよう努めること。</p>
11 調査、研究及び技術開発の推進	<p>道は、循環型社会の形成に関する施策の策定・実施、情報の提供に必要な調査を行うとともに、研究及び技術開発の推進に努めること。</p>
12 事業者等の顕彰等	<p>道は、事業者等が実施する循環型社会の形成に資する研究・技術開発に対して支援等に努めるとともに、循環型社会の形成に顕著な功績があった事業者等に対し顕彰を行うこと。</p>
13 財政上の措置等	<p>道は、循環型社会の形成に関する施策を推進するために必要な財政上の措置及び経済的措置を講ずるよう努めること。</p>

循環型社会の形成を推進するための施策

その1 廃棄物等の発生及び排出の抑制並びに循環資源の循環的な利用促進等

14 廃棄物等の発生及び排出の抑制	道は、道民及び事業者が廃棄物等の発生及び排出を抑制するよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めること。
15 循環資源の適正な循環的な利用及び処分のための措置	道は、事業活動において発生した循環資源について、事業者が自ら適正に循環的な利用を行うことを促進すること。 事業者が廃棄物を適正に処分するよう、必要な措置を講ずるよう努めること。 道民が、循環資源の循環的な利用及び廃棄物の処分を適正に行うよう、必要な措置を講ずるよう努めること。
16 再生品の認定等	道は、道内で製造された再生品、及び道内で開発された技術を用いて製造された再生品であって、優れた特性を有するものの認定に係る制度の普及に必要な措置を講ずるよう努めること。
17 環境物品等の調達	道は、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する方針を定めること。 その方針に基づき、自ら環境物品等を調達すること。
18 優良産業廃棄物処理業者の育成	道は、産業廃棄物の適正処理を推進するため、優良な産業廃棄物処理業者の育成に努めること。

その2 循環型社会ビジネスの振興

19 循環型社会ビジネスの振興	道は、道民、事業者その他関係機関との連携の下、リサイクル関連産業など循環型社会ビジネスの振興並びに再生品の利用拡大及び市場形成の促進を図ること。
-----------------	--

その3 バイオマスの利活用の推進

20 バイオマスの利活用	道は、道内の地域特性及び技術開発の状況等に応じて、バイオマスが適正かつ効率的に利活用されるよう努めること。
21 連携の推進	道は、道民、事業者、団体等との連携を図り、バイオマス関係者との道内外のネットワークの構築に努めること。
22 事業化の促進等	道は、バイオマスに関する調査及び新たな利活用技術の研究・開発に努め、それらの情報を道民その他バイオマス関係者に提供し、事業化の促進に努めること。

廃棄物等の道内処理の原則

23 廃棄物等の道内処理の原則	事業者は、道内で生じた廃棄物等の分別、保管、収集、運搬、再生、処分等に当たっては、道内において適正に処理するよう努めること。 道は、道外において生じた産業廃棄物の道内への秩序ある搬入及び適正な処理並びに循環的な利用を確保するため、必要な措置を講ずるよう努めること。
24 道外産業廃棄物の搬入事前協議等	道外において産業廃棄物を生ずる道外排出事業者及び中間処理業者（以下「道外排出事業者等」という。）は、道外において生じた産業廃棄物を道内に搬入して処理又は利用をしようとする場合には、あらかじめ知事と協議すること。 知事は、協議を受けたときは、内容を審査し、道外排出事業者等及び道外排出事業者等が搬入する道外産業廃棄物の処理又は利用を行おうとする者に対し、必要な措置を講ずること。 道外排出事業者等は、搬入状況について、知事に報告すること。

産業廃棄物の適正な処理の推進

25 産業廃棄物の適正保管等	事業者は、産業廃棄物を排出する事業場及び産業廃棄物処理業の許可に係る事業場を除き、一定規模以上の保管場所で自ら産業廃棄物を保管しようとするときは、あらかじめ知事に届け出ること。
26 委託処理の状況の確認	道内で産業廃棄物を排出又は処理しようとする事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託したときは、処理の状況を定期的に確認すること。 産業廃棄物の処理を他人に委託した場合、不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに当該処理の状況及び講じた措置の内容を知事に報告すること。
27 土地の適正な管理	土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有地等において、産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう適正な管理に努めること。 その所有地等を賃借人等に使用又は管理させる場合、産業廃棄物の搬入等が予想されるときは、賃借人等が産業廃棄物の不適正な処理を行わないよう必要な措置を講ずるよう努めること。 その所有地等において、賃借人等によって産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合には、産業廃棄物の処理が適正に行われるようにするための措置を講ずるよう努めること。 その所有地等において、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。

廃棄物処理施設の設置にかかる手続等

28 特定施設設置等予定者の責務	廃棄物の処理のための特定施設を設置又は変更しようとする者（以下「特定施設設置等予定者」という。）は、周辺地域の生活環境に及ぼす影響及び立地に十分配慮するとともに、周辺住民に対し理解を得るよう努めること。
29 事業計画書の提出等	特定施設設置等予定者は、施設の設置等に当たり、あらかじめ事業計画書を知事に提出すること。 知事は、事業計画書の提出を受けたときは、特定施設設置等予定者に対し、周辺地域の生活環境の保全及び周辺住民の理解の取得の見地からの意見を書面により提出すること。
30 環境保全に関する協定の締結	特定施設設置等予定者は、周辺住民又は関係市町村長から、生活環境保全のために協定の締結要請があったときは、これに応ずるよう努めること。 知事は、周辺住民又は関係市町村長が、特定施設設置等予定者との間で、協定を締結しようとするときは、必要な助言を行うこと。

その他

31 実効性の担保	（「立入検査」、「勧告」、「公表」など、条例の実効性が担保されるよう必要な措置を講ずる。）
-----------	---